

Neo Charge 加盟店規約

本規約は、株式会社 Neo Charge（以下「当社」という。）が運営するクレジットカード決済代行サービス及びオプションシステム（以下「本カードシステム」という。）に加盟する加盟店（第 1 条第 1 項に定義）における信用販売（第 1 条第 5 項に定義）の取扱いに関する権利義務について定めるもので、Neo Charge 加盟店規約といたします。

第 1 条（定義）

本規約において使用される用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「加盟店」とは、本カードシステムの加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人または個人をいいます。
2. 「カードホルダー」とは、カード（第 3 項に定義）を正当に所持する個人または法人をいいます。
3. 「カード」とは、提携会社（第 4 項に定義）または提携会社からクレジットカードに関するライセンスを受けた法人その他の団体が発行する提携会社所定のサービスマークが表示されているクレジットカード（以下「提携ブランドカード」という。）のうち、当社が加盟店における取扱いを認めたものをいいます。
4. 「提携会社」とは、クレジットカードの取扱いに関し、当社が提携または加盟する法人その他の団体（現在および将来提携または加盟する法人その他団体を含む。）をいいます。
5. 「信用販売」とは、本規約および当社所定の手続きに基づき、加盟店が会員に対して商品、権利の販売またはサービス、役務の提供（以下、商品、権利、サービスおよび役務を総称して「商品等」という。）を行う場合に、加盟店が会員から該当商品等代金を直接受領することなく、会員に対して商品等を販売、提供することをいいます。
6. 「信用販売代金」とは、当該信用販売に係る商品等代金、税金および当社が認める料金等であって、加盟店が当社に対して請求すべきものをいいます。
7. 「立替払い金」とは、信用販売代金から第 4 条に定める所定のサービス利用料を差引いた金額をいいます。
8. 「チャージバック」とは、提携会社またはカードホルダーが、当該信用販売について、何らかの理由（サービス停止、紛争、決済間違い、返品、偽造カード、詐欺取引など。）異議を出すことで、信用販売における「代金の強制差し戻し」を意味します。
9. 「デポジット」とは、信用販売取引における、加盟店への立替払い金から、当社が相当額として定める金額（信用販売代金の 5% から 10% の間で当社が定める。）を、当社が定める期間（6 ヶ月間）預かることができる「預かり保証金」をいいます。
10. 「システム障害」とは当社および提携会社システムの不具合により、加盟店およびカードホ

ルダーが本カードシステム（インターネット決済、端末機決済、電話決済サービス等）をご利用いただけない状態、受託したご注文の執行が遅延・不能となった状態と当社が判断した場合をいいます。

なお、加盟店およびカードホルダーのパソコン、インターネット、電話、通信回線の不具合等の障害が原因の場合はシステム障害に含まれません。

第2条（本カードシステムの利用）

加盟店は、下記1項から6項を遵守のうえ、本規約に従い、本カードシステムの及び当社が加盟店に対して今後提供するサービス等を利用できるものとする。

1. 加盟店は、本カードシステムを本規約の定める範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとする。
2. 本規約において定める場合を除き、加盟店は、当社が有する著作権、商標権、意匠権、特許権肖像権、その他の権利を侵害してはならない。
3. 加盟店は、カードホルダーに対し、取引の当事者は加盟店とカードホルダーであって当社は当事者ではなく、商品等の販売または役務の提供に伴う権利義務は加盟店と当該カードホルダーの間で発生することを明確に表示するとともに、カードホルダーとの紛争等が生じた場合は誠実に対応しなければならない。加盟店は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情問合せに対して速やかに対応を行わなければならない。
4. 加盟店は、カードホルダーのクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報を保持する場合、これらに関するすべての情報（以下「カード情報」という。）を第三者に閲覧、漏洩、改竄されないための措置をあらかじめ講じなければならず、かつ、そのような事態が生じないようにカード情報に類する重要な情報を取り扱う物に通常要求される注意義務に従いカード情報を取り扱わなければならない。なお、加盟店は、情報保護に関する各種の義務および責任を負っていることを確認し、本規約に定めるものの他、これらの義務を遵守し、責任を履行しなければならない。
5. 加盟店が保持するカード情報の漏洩等が生じた場合、その責任は加盟店のみに存することを確認し、加盟店は、誠意をもって問題を解決しなければならない。
6. 加盟店は、クレジットカードが名義人の信用を基礎として成り立っていることを理解の上、クレジットカードの利用に際しては、利用者と名義人の同一性に関する確認を徹底しなければならない。

第3条（本カードシステムの申込と規約の適用）

1. 当社の加盟店となって本カードシステムの提供を受けようとする者は、指定の申込書に指定事項を記入の上、当該申込書を当社に提出するものとし、当社が当該申込を承諾した日より、

加盟店契約が成立し、本規約が適用されるものとする。加盟店が既に当社から提供を受けているサービスとは別のサービスを申込み場合は、当社の指定申込書に指定事項を記入の上、当該申込書を当社に提出するものとし、当社が申込を承諾した時点より当該別のサービスについても本規約が適用されるものとする。

2. 当社は、本規約のほかに必要に応じて別規約（誓約書・覚書等）・細則を定めることができる。なお、当社が別規約を定める場合、別段の定めがない限り、別規約の効力が優先するものとする。

第4条（サービスの利用料など）

1. 加盟店の負担する本サービス利用に関する費用は、別途作成する同意書に定める金額及び支払方法とする。
2. 加盟店が振込みにより当社に対する利用料等を支払う場合の銀行等の振込手数料その他費用、及び公正証書作成費用とう債権の保全、実行のために要した諸費用については、加盟店の負担とする。

第5条（デポジット）

1. 当社はデポジット期間中（第1条第9項に定義）、チャージバックに基づく返還請求の発生等により、加盟店が、当社に対し、当社から受領した立替払い金等の返還義務その他名目のいかなを問わず債務を負担することとなった場合、当社は、当社の加盟店に対する立替払い金及びデポジット等の支払債務と加盟店の当社に対する債務とを対当額にて相殺することができる。

第6条（加盟店の立替払い金の返還義務又は当社による立替払い金、およびデポジット支払いの拒否）

1. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、加盟店は、当社に対し、直ちに、当該取引に関して当社から受領した金銭の返還義務を負い、または、当社は、加盟店に対し、立替払い金およびデポジット、その他当該取引に関して当社が加盟店に支払うべき金銭の支払いを拒むことができる（この場合、支払延期期間の利息は一切発生しないものとする。）。なお、本規約に基づく当社、加盟店間の契約が終了した場合においても、各号記載の事由が発生した場合には、同様とする。
 - (1) チャージバックが生じた場合またはその恐れが高いと当社が判断した場合。
 - (2) 加盟店とカードホルダー間の契約において、加盟店による債務の不履行が発生した場合又はその可能性が高いと当社が判断した場合。
 - (3) 他人名義のカード利用、偽造カードの利用であると当社が判断した場合。
 - (4) 本契約の解約又は本契約の終了後に加盟店の本カードシステム等の利用を原因としてチャージバックが発生すると当社が判断した場合。

- (5) 提携会社等、当社が本カードシステムを提供する前提として直接的・間接的に関連のある企業（以下、関連企業という。）等の破産、会社更生、民事再生等により、当社に支払われるべき立替払い金およびデポジット等の全部ないし一部が支払われない場合。
 - (6) 関連企業から、当社に対し、立替払い金もしくはデポジットを支払わない旨、通知された場合。
2. 前項（1）ないし（6）に定める事由が生じた場合において、後日、関連企業から当社に対し立替払い金もしくはデポジット等が支払われた場合、当社は加盟店に対し、当社から加盟店に支払われるべき立替払い金及びデポジット等の留保金合計額から、その20%～100%の範囲内で当社が決定する違約金（ペナルティー）を控除した残金を支払うものとする。

第7条（本サービスの提供停止）

1. 当社は、加盟店について次の各号に定める事由のいずれかが発生したときには、何らかの通知又は催告を要せず、直ちに当社と加盟店間で締結された加盟店契約を解除し、加盟店に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができる。
 - (1) 破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申し立てがなされた場合。
 - (2) 振り出した手形または小切手が不渡りとなった場合。
 - (3) 差押、仮差押、滞納処分、強制競売その他の強制執行を受けた場合または担保権の実行を受けた場合。
 - (4) 支払能力が極度に低下したと判断できる相当の理由が生じた場合。
 - (5) 代金決済におけるカードの不正利用が著しく多いと当社が判断した場合。
 - (6) 取扱商品およびそれに関して提供する情報、販売方法、広告宣伝、サービスの内容等につき、当社が不適切であると判断した場合。
 - (7) 加盟店と購入者または第三者との紛争について、当社に対し損害賠償請求等なんらかの請求がなされた場合。
 - (8) 重大な背信行為があった場合。
 - (9) 本契約に違反し、違反状態が解消されない場合。
 - (10) 当社に対し加盟店が届け出た連絡先に連絡しても、3日間以上連絡が取れない場合。
 - (11) 加盟店が当社に対し、当社の業務（本サービスのみならず当社の一般業務を含む）を妨害する行為又はその恐れのある行為を行った場合。

第8条（支払いの留保）

1. 当社は、次の各号に定める場合には、加盟店に支払うべき立替払い金およびデポジット等の全部または一部の支払いを7ヶ月間留保することができる。
 - (1) 第7条1項各号に定める事由が発生した場合。
 - (2) 理由の如何を問わず本規約に基づく契約が終了した場合。

2. 第1項で定めた支払留保期間中（第3項で延長した場合を含む）に、加盟店が当社に対して負担する債務がある場合には、当社は、加盟店の当社に対する債務と前項で支払いを留保した金員の返還債務とを、対当額で相殺することができる。
3. 当社は、第1項で定めた留保期間中または留保期間満了後、当社の判断により、留保期間をさらに延長することができる。
4. 加盟店が当社に対して負担する債務の総額が、第1項で当社が留保した金額（立替払い金及びデポジット等の合計額）を超過する場合、当社は、加盟店に対し、当該不足金額の支払いを請求できるものとし、加盟店は、当社に対し、当社が指定した支払期限までに、当社が請求する金額を支払わなければならない。
5. 当社は、第1項に定める留保期間が満了し、かつ、当社が加盟店に対して支払うべき金員の支払債務と加盟店が当社に対して負担する債務とを対当額にて相殺してもなお当社から加盟店に対して支払われるべき金員がある場合には、その残金を、当社が定める方法に従って、加盟店に返還するものとする。但し、第1項及び第3項の支払留保期間中、当社から加盟店に対して支払われるべき金員に対する利息等は一切発生しないものとする。
6. 前項の場合、当社は、加盟店に対し、当社から加盟店に支払われるべき留保金残金から、さらに、同残金の20%~100%の範囲内で当社が決定する違約金（ペナルティー）を控除することができる。

第9条（免責事項）

1. 本カードシステムは、システム障害（第1条第10項に定義）により、加盟店およびカードホルダーに通知することなくサービスの内容を変更、停止または中断することがあります。サービスの変更、停止または中断により、加盟店およびカードホルダーまたは第三者が被ったいかなる損害についても当社は責任を負いません。
アクセス過多、その他予期せぬ要因で表示速度の低下や障害等が生じた場合も同様とします。当社は、利用者間の紛争には関知せず、その責任を負いません。

第10条（契約上の地位の譲渡禁止）

2. 加盟店は、本契約および本規約に基づくカード加盟店契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、または引き受けさせてはならない。
3. 加盟店は、加盟店の当社またはカード会社に対する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならず、また当社に対する債務を第三者に引き受けさせてはならない。

第11条（守秘義務および個人情報の取扱い）

1. 当社および加盟店は、業務上知り得た相手方の取引先、提携企業、事業戦略等に関するすべての機密情報を相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に開示してはならない。但し、当社が加盟店、カードホルダーその他第三者との紛争になった場合、及び、裁判所の文書送

付嘱託、弁護士からの照会、捜査機関による犯罪捜査のための照会等に応じる場合には、この限りではない。

2. 当社および加盟店は、個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドライン（以下、「個人情報保護法等」という）に従い、利用目的を公表する等、個人情報の取扱いに関して適切な措置をとらなければならない。
3. 当社は、加盟店が保有する個人情報が前2項に反するなど不適切に取扱われていると判断した場合、加盟店に対し個人情報が適切に取扱われるよう必要な措置を請求することができ、加盟店はこれに従うものとする。
4. 本条は、本規約終了後も効力を有するものとする。

第12条（有効期限）

1. 本規約に基づく契約の有効期間は、加盟店による本サービスの申込みがされた日より1年間とする。
2. 各本サービスの提供機関満了3ヶ月前までに当社もしくは加盟店いずれからも契約満了の意思表示がなく、かつ関連企業会社から特段の異議がない場合には、本契約はさらに1年間延長されるものとし、以降もどうようとする。
3. 本規約に基づく当社加盟店間の契約が終了した後、チャージバックに基づく返還請求等、本契約に基づいて当社に対する加盟店の債務が発生した場合、その処理に関しては、本規約に基づいて処理されるものとする。
4. 前項の場合のほか、当社が必要と認める場合については、本規約は依然として効力を有するものとする。

第13条（規約の変更）

1. 当社は、規約の変更をしようとする改定日の15日前までに変更内容を当社ホームページ上（<http://www.neocharge.jp/kkiyaku.pdf>）に通知することにより、本規約を変更することができる。
2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、当社が当該変更を通知した後に、加盟店が本サービスの利用を継続した場合には、加盟店は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約が適用されるものとする。

第14条（競業の禁止）

加盟店は、本規約の有効期間中および本規約終了後5年間、本規約で当社が提供する本サービスと同一または類似の事業を行いまたは第三者に行わせてはならない。

第15条（準拠法）

本規約の解釈および適用は日本国法によるものとする。

第 16 条 (裁判管轄)

本規約に基づく契約に関し、両社間で訴訟その他の紛争が生じた場合には、日本国を専属的な国際裁判管轄とした上で、横浜地方裁判所相模原支部のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

株式会社 NeoCharge
相模原市緑区橋本 6-4-15F1os 橋本 4F
海外決済事業部 TEL : 042-775-7775

改訂 2015 年 03 月 23 日